

平成17年9月9日（金）

企業会計審議会

第11回監査部会会議録

於 金融庁特別会議室
(中央合同庁舎第4号館9階)

金融庁総務企画局企業開示課

午後4時00分 開会

○山浦部会長 定刻になりましたので、これより第11回監査部会を開催いたします。

皆様には、ご多忙のところご参集頂きまして誠にありがとうございます。

なお、本日の部会も企業会計審議会の議事規則に則りまして公開することとしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

それでは、公開させていただきますので、よろしく願いいたします。

議事に入ります前に、前回の部会7月15日でしたけれども、前回の部会后、事務局に異動がございましたので、あらためまして事務局のご紹介を頂きたいと存じます。よろしく願いします。

○池田企業開示課長 それでは、企業開示課長の池田でございます。私につきましては引き続きよろしくお願いをいたしたいと思っております。私の方から金融庁の新しい幹部につきご紹介をさせていただきます。

まず、総務企画局長の三國谷でございます。

○三國谷総務企画局長 三國谷でございます。よろしくお願い申し上げます。

○池田企業開示課長 それから、総務企画局審議官の細溝でございます。

○細溝審議官 細溝です。よろしくお願い致します。

○池田企業開示課長 それから、企業開示課の企画官黒澤でございます。

○黒澤総務課企画官 黒澤でございます。よろしくお願い致します。

○池田企業開示課長 それから、公認会計士監査審査会の方からオブザーバーでご参加頂いております総務試験室長、古谷室長でございます。

○古谷オブザーバー よろしく願いいたします。

○池田企業開示課長 それから、同じく審査検査室長の臼井でございます。

○臼井オブザーバー よろしく願いいたします。

○池田企業開示課長 それから、この事務局としてやっております企業会計調整官の野村も引き続きよろしくお願いいたします。

○野村企業会計調整官 よろしく願いいたします。

○池田企業開示課長 以上でございます。

○山浦部会長 それでは、議事に入ります。前回までの部会におきましては、監査基準及び中

間監査基準の改訂並びに監査に関する品質管理の基準の設定につきまして、ご審議を頂きました。その上で7月20日に公開草案として公表させて頂き、8月22日まで広く意見を求めてまいりました。その結果、多くのご意見を頂きました。これらへの対応につきましては事務局の方で整理をして頂き、その上で可能であれば次回の部会でご審議を頂くこととしたいと存じます。

そこで本日は、当部会に与えられましたもう一つの課題であります四半期レビューの問題について第1回目の審議を行いたいと存じます。前回の部会でも申し上げましたが、本年1月の企業会計審議会の総会で決定された当部会の審議事項としては、監査基準の改訂のほかに金融審議会における四半期開示をめぐる議論の動向を踏まえて、四半期レビュー基準の策定を行うことが挙げられたところであります。この点につきましては6月28日、金融審議会第一部会ディスクロージャーワーキンググループの報告がとりまとめられたところであります。

そこで本日は、まず最初に、四半期開示をめぐる金融審議会における検討経過及びこれを踏まえました当部会における今後の課題につきまして、事務局から説明してもらいます。

では、よろしく申し上げます。

○池田企業開示課長 それでは、お手元にお配りしております資料の資料1-1というものとあわせまして資料1-2に沿いましてご説明をさせて頂きたいと思っております。

まず、資料1-1の表紙をおめくり頂きますと、ただいま山浦部会長の方からもお話がございましたけれども、企業会計審議会の総会が今年の1月28日に審議会の今後の運営についてとりまとめておりますが、(2)にこの監査部会の運営方針が書かれています。ここの第1段落にありますのが監査法人の品質管理の向上あるいは監査基準をめぐる国際的な動向、そういったものを踏まえて継続的に監査基準の改訂作業を進めるということが掲げられておりました。また、これとともに金融審議会における四半期開示をめぐる議論の動向を踏まえ、必要に応じ四半期レビュー基準の策定を行うということも当部会の審議事項ということで整理をされていたところでございます。

そうした中で、金融審議会の第一部会の中におかれておりますディスクロージャーワーキンググループで審議がされておりましたが、先ほど山浦部会長からありましたようにこの6月28日にそちらの方の報告がとりまとめられまして、これが資料1-2ということでお配りをしていますが、この報告についてはこのあと7月7日に金融審議会の第一部会でご了承を頂いたということになってございます。

このディスクロージャーワーキンググループの報告は、今後の開示制度のあり方ということで開示制度をめぐる論点についてさまざまな指摘をしておるわけでございますけれども、この

うち、その報告の1ページにローマ数字のⅡということで「四半期開示のあり方」ということが章立てをして書かれてございまして、これが1ページから7ページまで記述がされているところでございます。

今日は時間の関係もございまして先ほどの資料の1-1の最後のページになりますが、こちらにこの報告の中の特に四半期開示の関連の部分についての概要を整理させて頂きましたので、この1-2を適宜ご参照頂きながら、この1-1の方の概要に沿ってご説明をさせて頂きたいと思っております。

まず、四半期開示の現況、これはディスクロージャーワーキンググループの報告の中でもふれられておりますけれども、四半期開示につきましては平成15年の4月以降、これは各取引所のルールに基づきまして段階的に四半期開示制度が導入をされてきております。この経過を見ますと、15年4月以降、四半期の売上高等の情報について開示が導入をされまして、また16年4月からは四半期の財務、業績の概況ということで、ここにありますような要約貸借対照表、あるいは要約損益計算書といったものまでの開示が導入されている。ただ、この点については取引所の方のルールでは一定の経過措置がおかれてございまして、その下にありますように平成19年の4月からすべての上場会社に対して、今申し上げた要約貸借対照表とか要約損益計算書等の財務上の情報についての開示が義務づけられるということになっております。

ただ、こうしたルールのもとで注のところにありますように、既に貸借対照表、損益計算書等の開示については全面的な義務づけを待たずに開示がされております。昨年の10~12月の四半期の数字がここに書いてございまして、東証上場会社の既にその時点で87.9%が開示を行っております。それからまた本日、東証の方では17年4~6月の第1四半期開示の実績を公表されたところと伺っておりまして、その数字を見ますと17年の4~6月、第1四半期で92.0%の会社が既にこうしたものを開示しているというデータになっていると承知しております。ということで、19年4月からの取引所ルール上の全面的な義務づけを待たずに相当数の企業がこういう四半期開示を始めているという状況の中で、ワーキンググループの提言では企業業績等に係る情報をより適時に開示することが、企業経営をめぐる環境の変化が激しくなっているというようなことを踏まえ、求められている状況のもとで、証券取引所で行われている四半期開示を証券取引法上の開示としても整備していくべきであるという方向性が提言されております。

そして具体的な四半期開示のあり方としてそこに(1)から(6)まで掲げてありますような方向で整備を図っていくことが適切であるということがあわせて述べられております。ここを見てまいりますと、まず第1点として、四半期開示の対象会社は、上場会社を基本とすると、

これは有価証券報告書を提出する会社は厳密に言いますと上場会社以外にもさまざまございますが、四半期開示というものの対象というのは、やはり有価証券が市場でかなり頻繁に流通をして、値段がかなり頻繁に変わる、そうしたものを中心に考えていくべきだということで上場会社を基本とするという考え方が示されております。

それから開示時期につきましては、四半期の終了後、最低限45日以内とした上で、できる限りその期間の短縮を図っていくという考え方が示されております。ご案内のとおり現在の半期報告書、それから有価証券報告書もそうですが、これらについては期末終了後90日の日数が認められているところですが、四半期開示の場合はその迅速性、速報性ということを考えて、最長でも45日以内とするという考え方が示されております。

それから3番目に、四半期開示による開示の内容についてはここにございますような貸借対照表、損益計算書のほかにキャッシュフロー計算書あるいはセグメント情報、あるいは非財務情報についても一定のものが必要であるということ。それから同時にこれらについて原則連結ベースで作成をするということが示されております。

それから4番目に、四半期財務諸表に係る作成基準、会計基準の一層の整備を図るということで、これは現在は例えば東京証券取引所の方がいわゆるQ&Aという形で会計処理の考え方を示しておられますが、これについて会計基準としてより一層の統一を図っていくことが方向として望ましいという考えが示されておまして、この点については現在、企業会計基準委員会の方で専門委員会を設置され、検討に着手をされておるといふふうに承知をしております。

それから5番目でございますけれども、四半期財務諸表の保証手続としてレビューの導入を図る、そしてレビュー手続に係る保証基準の整備を図っていくということでございまして、この点については(2)のところにありますこの提出期限が45日以内になるということも踏まえ、それにあった手続を考えていく必要があるということでございます。

それから(6)のところでございますが、四半期報告制度を証取引法上の制度としていくとした場合に、現在、存在しております半期報告書をどのように取り扱っていくかということが論点になるわけでございますけれども、この点については以下①から④に掲げておりますような視点から投資情報としての十分性、信頼性といったことに留意しながらそうした要件が満たされるのであれば、四半期報告制度に統合していくことを検討するということが述べられております。

①から④を見て頂きますと、①のところはこの四半期報告で示される財務情報が投資判断を行うために十分な詳しさのものであるということ、これについては先ほど申しました企業会計

基準委員会の方で会計基準の問題の一環として検討が進められているところでございます。それから②にあります非財務情報についても必要な開示が行われるということ。それから③のところ、これは必要に応じてということですが、単体情報の扱いをどうするかということで、とりわけ第2四半期において単体情報を補完するかどうかという議論があろうかと思えます。それから④が監査に関するところでございますが、開示企業の内部統制が適正に確保されていることを前提に、公認会計士等によるレビュー手続が投資者の信頼を十分に確保した形で実施されることということも重要な要件として掲げられているところでございます。

以上が金融審議会のワーキンググループの方で示された提言の概要でございます。金融庁の方では今後こうした提言を踏まえて四半期報告制度の導入のあり方、あるいはその関連で半期報告制度の取り扱いのあり方について検討していくこととなりますし、またこれらは法律事項にかかわるものであろうと考えられますので、最終的には立法府において判断されるべき事柄でもあろうかと思えますけれども、いずれにしてもこうしたものを考えていく際には、ここにもありましたように四半期財務諸表に対するレビュー手続が、四半期財務諸表の信頼性を確保するに十分足るものであるかどうかということが極めて重要な論点の一つになってくるであろうと考えられるところでございます。

こうしたことを踏まえまして、この監査部会ではその四半期財務諸表に係るレビューのあり方について、今後、四半期開示の制度化の状況等に対応して四半期レビュー実施に係る基準の策定を行っていくことも視野に入れて審議を進めて頂きたいと考えているところでございまして、どうかよろしく審議を頂きたいと考えております。

以上でございます。

○山浦部会長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明に関しまして、ご質問等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。ただいま事務局から説明がありましたように当部会においては、四半期財務諸表に係るレビューのあり方につきまして、今後四半期開示の制度化の状況等に対応し、四半期レビューの実施に係る基準の策定を行っていくことも視野に入れて審議を進めていくことにしたいと存じます。

それでは、四半期レビューのあり方について具体的な審議に入ってまいりたいと存じますけれども、まず本問題に関連しまして、国内外の関係する基準等につきまして順次説明を頂きたいと存じます。

最初に、現在わが国の中間財務諸表に関して規定されております中間監査基準について事務

局から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○野村企業会計調整官 それでは、事務局の方からお手元にお配りしてございます資料2に基づきまして、現行の中間監査基準につきましてご説明をさせていただきます。

資料2でございますが、中間監査及び中間監査基準の位置づけが明確になりますように年度監査及び監査基準と並べて表にさせて頂いております、その相違点等をご説明させて頂きたいと思っております。なお、先ほど部会長の方からもお話がございましたとおり、監査基準及び中間監査基準につきましては、現在、当部会で改訂のご審議を頂いているところでございますけれども、この資料2につきましては現行の基準の規定等をもとに作成させて頂いております。

まず、一番上の中間監査を実施する証券取引法上の根拠でございますけれども、年度監査と同様に「証券取引法の規定により規定する財務諸表等には公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。」これは証券取引法の193条の2に規定されておまして、監査を受けなければならない財務諸表につきましては、その下の欄の、対象となる書類ということで書いてございますけれども、有価証券報告書ですとか半期報告書等に含まれております貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等の財務諸表が対象となることが内閣府令により規定されているところでございます。

この部分の左右を見比べて頂きますと、中間監査の方と言いましょか中間財務諸表の方につきましては、提出及び監査の対象となります書類が年度監査に比べまして少なくなっているところでございます。例えば財務諸表に関しましては、付属明細書ですとか利益処分計算書が提出及び監査の対象となっていないところでございますし、連結の方でまいりますと、同じく付属明細書等については提出及び監査の対象となっていないところです。

次に、公認会計士または監査法人が監査を行います際の基準でございますけれども、監査は一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に従って行うということが求められているところでして、一般に公正妥当と認められる監査の基準に該当するものとして企業会計審議会からそれぞれ監査基準及び中間監査基準として公表されているものがあります。基準そのものにつきましては、本日は皆様の机の上の黒表紙の中に綴ってございますけれども、時間の関係がございますので参照することは省略させて頂きたいと存じます。

基準の中身ですが、まず監査の目的につきましては、1つ目の○ですけれども、年度監査につきましては経営者が作成し、外部に公表する財務諸表が適正に表示されているかについて意見を表明することとされておりまして、2つ目の○に書いてございますけれども、重要な虚偽の表示がないことについて合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいるとされていると

ころでございます。これに対しまして中間監査の方は、中間財務諸表が当事者等の利害関係者の判断にとって、有用な情報を表示しているかどうかについて意見を表明するとされておりまして、当事者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないことについて、合理的な保証を得たということについての監査人の判断を含むということにされておりまして、この点からわかりますとおり、保証の程度について差を設けたような規定ぶりになっているところでございます。

次に、基準の構成でございますが、監査基準は基本的には中間監査にも準用されておりまして、中間監査に特有な取り扱いのみが規定されているところですが、したがって、監査基準の方で構成として監査の目的、一般基準、実施基準、報告基準の4つで構成されておりますが、中間の方には一般基準がございません。一般基準はいわゆる監査人として備えるべき要件ですとか監査に対する姿勢を規定しているものですが、こちらについては監査基準の方を準用するというところで中間監査基準には一般基準がないという構成になっているところですが、

1 ページをおめくり頂きますと、次に監査手続でございますけれども、1つ目の○でございますが、監査人が公正な監査慣行を踏まえて自己の監査意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために、種々の監査手続を実施しなければならないということですが、いわゆるリスクアプローチの考え方をとらなければならないということについては年度監査、中間監査それぞれに共通でございますが、例えば1つ目の○でございます適切な監査証拠の入手ですとか、その監査手続の一番最後の○でございますけれども、いわゆる経営者の確認書を入手しなければならないといったことにつきましては年度監査、それから中間監査に共通した同様な規定になっているところですが、

ただし、上から2つ目の○でございますように、年度監査については監査リスク、中間監査については中間監査リスクという表現になってございますけれども、監査リスクは監査基準に定義があり、監査人が財務諸表の重要な虚偽の表示を看過して誤った意見を形成する可能性というふうに定義されているところですが、監査リスクを勘案した上で中間監査の場合には、年度監査の監査リスクよりも高く設定することができるということを2つ目の○のところでは書かせて頂いております。3つ目の○でございますけれども、リスクの程度に応じて策定される監査計画の策定や監査手続の実施においては、年度監査の監査手続の一部を省略できるということになっているところですが、

したがって、年度監査で求められておりますいわゆる実証手続と呼ばれております実査ですとか立会ですとか確認などの実在性、網羅性や、評価の妥当性に関する監査証拠を入手するための取引や残高などを確認するテストによらないで、4つ目の○に書いてありますような

分析的な手続を中心とした監査手続によることができるというふうにされているところです。ただし、年度監査の一環として行われているということが前提とされておりますことから、初年度の監査ですとか重要な虚偽の表示のリスクが高いと判断したような場合など、そのリスクの程度に応じまして必要な実証的な手続を行わなければならないということが4つ目の○の後半に書いてあるところでございます。

それから下から2つ目の○でございますけれども、いわゆるゴーイング・コンサーン、継続企業の前提に関しましては年度監査、それから中間監査共にですが、継続企業の前提が適切であるかどうかということにつきまして検討しなければならないということにされているところです。ただし、中間の方ですけれども、括弧の中に書いてございますが、少なくともその中間会計期間の属する事業年度末までの期間における経営計画等の提示を求め検討すると書かせて頂いておりますとおり、中間の場合については少なくともその事業年度末までの分についての継続企業の前提について検討をする必要があるということです。

それから、最後の監査報告書の様式及び記載事項ということですが、先ほど監査の目的のところでも申し上げましたとおり、監査報告書への記載は、年度監査は財務諸表が適正に表示されているかという適正性についての意見であるのに対しまして、中間監査の方は有用な情報を表示しているかどうかという有用性についての監査人の意見を記載するというようにされているところでございまして、記載例の方ですけれども、年度監査の方はちょっと読ませて頂きますと、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財政状態並びに経営成績及びキャッシュフローの状況のすべての重要な点において適正に表示しているものと認める」、いわゆる適正意見ということで、適正に表示しているものと認めるという記載になるところです。

これに対しまして中間監査の報告書の方は、「一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、財政状態並びに経営成績及びキャッシュフローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める」という形になっているところでして、この点が監査報告書の様式等としましては大きな違いとなっているものでございます。ちなみに、この監査意見は正しく表示しているということについての記載例でございまして、当然、不適正等の場合には記載例が当然変わってくるということでございます。以上申し上げましたとおり、中間監査と年度監査につきましての大きな違いといたしましては、監査の目的、監査の手続、それから監査報告書の様式等におきまして違いがあるということが言えようかと思えます。以上簡単でございまして、ご説明させていただきました。

○山浦部会長 ありがとうございます。ご質問等につきましては後ほどまとめて時間をとり

たいと存じますので、先に進めさせていただきます。

続きまして、東京証券取引所のマザーズ上場企業等の四半期財務諸表に対する公認会計士等による意見表明業務に関する日本公認会計士協会の研究報告につきまして、日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会、四半期財務情報対応専門委員会の委員長であります手塚参考人からご説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○手塚参考人 それでは、ご紹介にあずかりました手塚でございます。私、ご紹介にありましたとおり日本公認会計士協会でこの四半期のレビューの研究報告の作成に携わりましたので、その内容、経緯等についてこれからご説明いたします。

資料3-1がレジюмеでございまして、本日はこれにしたがってご説明申し上げますが、資料3-2に公認会計士協会で公表いたしました「東京証券取引所のマザーズ上場企業等の四半期財務諸表に対する意見表明業務について」という研究報告をお付けしておりますので、後ほど逐次ご覧頂ければと思います。

それでは、レジюмеの1ページ目でございますが、まず、この研究報告作成の経緯とその後の改正についてご説明いたします。平成11年11月に東京証券取引所でマザーズの市場が開設されましたが、その際、それに先立ちましてこのマザーズ市場というのはベンチャー企業乃至新興企業が多く上場するというで通常の市場第一部乃至二部に上場しているような会社よりも比較的リスクが高いだろうということ considering、東京証券取引所の適時開示規則に第1四半期、第3四半期の四半期財務諸表の開示義務が定められました。それとあわせまして監査人による意見表明業務、いわゆるこれはレビューに相当する業務なんですけれども、この実施も定められておまして、その際に意見表明業務について東京証券取引所が意見表明基準というものを作成し、これも適時開示規則の中に添付資料として入っております。

私ども公認会計士協会におきましては、これらの東京証券取引所の規則を受けまして実務上のガイドラインとしてこの研究報告を作成した次第でございます。ここに※印で注書きを書いておりますが、この研究報告につきましては、今も議論されているようなこのレビューの基準というものが当時もございませんでしたので、これはマザーズ市場の上場会社に対する典型的な業務と位置づけまして、委員会報告というような強制力を持つようなものではなくて、ガイドラインとして位置づけたということでございます。

また、本件は一般に公正妥当と認められたレビューの基準がない中で東京証券取引所が作成した業務基準に従って行われているということで、一般に公正妥当と認められていた基準に基づいていないというような問題を内在しているということでございます。また、その後、福岡・

大阪・名古屋・札幌各証券取引所にもマザーズと同様の新興市場ができて、同様の基準ができておりますので、これらの市場の新興企業についても同じようにこの研究報告を適用して業務が行われているところでございます。

(2) でございますが、平成16年11月24日に東京証券取引所の規則の改正、それから公認会計士法の改正に対応した一部記載事項、参照条文等の見直しが行われましたが、あまり本質的な問題ではないので詳しく述べることは省略いたします。

続きまして2番目としまして、このマザーズの四半期財務諸表の意見表明制度の特徴でございますが、(1)としまして四半期財務諸表作成基準・監査人の業務実施基準について特徴を述べさせていただきます。この意見表明業務は、このあと大学の先生の方からご説明があると思えますが、海外のレビューに相当する業務でありまして、海外の基準、米国基準と国際監査基準を参考にして作りました。ただし、以下のとおり、一般に公正妥当と認められた基準ではなく、東証が定めた基準に準拠して実施される業務であるという特徴を持っております。

では、特徴について具体的にご説明申し上げますが、まず第1番目、作成側が拠って立つ四半期財務諸表の作成基準につきましては、現在は企業会計基準委員会で公正妥当な基準の検討を進めておりますが、当時は四半期財務諸表の作成基準というものはございませんでしたので、中間財務諸表作成基準を四半期財務諸表の作成基準として規定いたしました。ここに書いてあるとおりでございます。

2番目に監査人が拠って立つ四半期財務諸表の評価の基準でございますが、中間財務諸表作成基準が作成側の基準になりますので、監査人もそれに従って財務諸表を評価するということになっております。また監査人の業務の実施基準でございますが、これは東証が意見表明基準というものを具体的に定めまして、私ども監査人はそれに従って業務をするということになっておりますが、これは先ほど申し上げましたとおり、一般に公正妥当と認められるレビュー基準がなかったため、海外のレビュー基準を参考として東証が定めた基準に基づいて業務を実施するとしたものでございます。

続きまして2ページ目でございますが、意見表明業務が四半期財務諸表に付与する保証の程度及び保証の表明の方法でございます。先ほど中間監査基準のご説明でもありましたとおり、保証の程度につきましては年度の監査よりも低い保証、また中間監査よりも低い保証というふうに位置づけております。ここでは限定的な手続を実施した結果に基づく限定的な保証という、こういう概念で示しておりますが、位置づけとしましては年度監査が高い保証、中間監査がそれよりも一段低い保証、で、レビュー、この意見表明業務はさらにそれよりも限定的な保証と

いう位置づけでございます。

続きまして保証の表明方法でございますが、消極的保証形式による表明でございますが、適正であるとか有用であるというような積極的な保証の形式ではなく、有用に示していないと思わせるような事実はなかったというような消極的なケースでの保証でございます。

以上が全体的な意見表明業務の特徴でございますが、3番目としまして研究報告の内容について具体的な構成と内容を以下の表にしたがってご説明申し上げます。項目のところに書いてございますのが研究報告に書かれている項目でありまして、右側の内容がその内容の要約でございます。「はじめに」、「レビューの概要」と1、2、3番目まで省略いたします。実質的な内容に関係ないので省略いたしますが、4番目の「意見表明基準」の内容及び意見表明業務実施上の留意点というところをご説明いたします。

東証が定めた「意見表明基準」を掲げまして逐条解説するような形で実務のガイドラインとしております。したがって基準の全文を掲げ、逐条的に解説を付す形式で実務上の留意点を述べているということでございます。

まず、(1)の前文ですが、ここでは意見表明基準の性格を規定しておりまして、監査及び正確には中間監査も含めて監査に比して限定的な保証を付与する業務であるということでございます。

2番目に実施者でございますが、これは上場している会社の四半期財務諸表に係る業務であるため、この会社の監査人が実施者となるということを明示しております。

3番目、対象となる四半期財務諸表の範囲ですが、四半期貸借対照表・損益計算書が原則として考えられております。ただし、現行実務では四半期キャッシュフロー計算書をあわせて開示する会社がほぼすべてとなっております、したがって可能であればキャッシュフロー計算書を含めることも、これは解説で示しております。

(4)番目、目的でございますが、意見表明業務の目的につきましては、中間財務諸表作成基準によって作るのだということをもまず明示した上で、四半期財務諸表の有用性について限定的保証を付与する業務であるというふうに書いてございます。ここで「有用性」という概念を用いましたのは、四半期財務諸表を中間財務諸表の一種と考えたからでございますが、中間監査と平仄をあわせた形になっておりますが、厳密に申しますと監査ではありませんので、はたしてこの有用という概念が適切であるかどうかというのは議論する余地があるかと思っております。

続きまして(5)の意見表明に要する手続でございますが、これにつきましては基準で幾つ

か手続が例示されておりまして、その解説を述べております。また実務に資するために主に国際監査基準を参考にいたしまして、詳細な手続を付録の1というところで全般的な手続と取引勘定ごとの手続として示してございます。

3ページ目に移りまして、次に意見表明に要する手続の続きでございますが、私の方で作成しました解説におきましては、質問及び分析的手続を中心とするということをあらためて追加で解説しております。また会計方針が四半期に変更された場合の取り扱いについて追加して説明しております。あと、追加情報という何か重要な説明事項が起こった場合、それについての記載についても追加しております。また、ゴーイング・コンサーンの取り扱いについてですが、これについても追加して説明してございます。さらに連結財務諸表につきましては子会社、関連会社に対する手続も必要になってまいりますので、そういったところも追加してございまして、経営者の確認書の入手についての留意事項について、さらに詳細に説明するということで、おおむね海外の基準でも強調されている分については網羅しているつもりでございます。

続きまして報告書の記載事項でございますが、こちらにつきましては消極的な保証の表明形式の雛形を付録2に記載しているということですが、意見の区分につきましては4つの区分としております。

まず1番目、有用な情報を表示していないと認められる事項が発見されなかったという結論ですね、これは監査で言いますと無限定の有用意見に相当する。

次に、ある除外事項があった場合に、それを除いては有用な結論を表明しないと認める事項が発見されなかった。監査においては限定付きの意見に相当すると、こういったものです。

3番目に有用な情報を表示しているとは認められないと、レビューの手続の中で何か大きな間違いが見つかった場合に、それが修正されなかった場合はこのような非有用意見、不適正意見ですね、年度であれば不適正意見、中間監査であれば有用でないという意見に相当するものをまず示しております。さらにレビューの範囲が非常に制約されていた場合あるいは重要な将来の帰結が予想しえないような事象が発見された場合に、これは字が間違っています「決音」となっていますが、これ「結論」ですね、私の変換ミスでございまして、結論を表明することができないというふうに変えて頂きたいと思いますが、意見の不表明に相当する。この4つのカテゴリーに分けてそれぞれの雛形を掲げております。このあたりは現行の海外の基準に照らして最新のものに変えていく議論というふうになっていると思っております。

5番目としまして、意見表明業務を実施するに当たってのその他の留意事項、解説で逐条解説で書き切れなかったことにつきまして説明をしております。

まず、契約書の作成について、通常の監査と異なる業務ですので、レビューの意見表明についても契約書を作成することが望ましい。

また、監査計画に相当するような意見表明業務を実施するための計画の策定について。

また、先ほどの解説にも少し書いてあったんですけども、連結財務諸表に対する意見表明業務実施上の留意事項について。

あとは報告書における署名者の肩書でございますが、これは会計士法上との関係でございますが、この業務が明確に会計士法2条1項業務であるというふうな位置づけは法律上されてございませんが、会計士法の改正後の解釈指針の中で監査の一環としての業務であって、会計士法2条1項業務の範疇であるとの解釈が示されておりますので、「業務執行社員」というそういった会計士法上の肩書を使用しているということでございます。また、報告書における追記情報ですね、ゴーイング・コンサーン、その他追記的な情報についての記載について幾つか解説しておりまして、その他につきましては重要でないので省略いたします。

では、4ページ目に移らせて頂きまして、現状の実務の状況について簡単にご説明申し上げます。現在、マザーズほか新興市場におきましては、この意見表明業務が実際に行われておりますが、意見表明業務の実施時期あるいはその業務にかかわる実施時間につきましては、おそらく財務諸表監査のための、我々の言葉で言いますと期中の監査ですね、それとあわせて実施しているケースが多いと思われれます。例えば3月決算の第1四半期の6月でありましたら、その決算が大体固まる7月の中旬から下旬に通常の年度監査の期中の内部統制の評価とあわせてうかがうというようなケースが多いのではなかろうかと思えます。実施時間は企業規模によってさまざまありますが、おそらくその期中監査とあわせて行なった場合、どれが監査の手続なのか、どれがレビュー手続なのか判然としませんので明確なその時間の統計はとれないと思えますが、小さい会社であれば二、三人で数日、2日、3日のところで行われている。大きな会社であれば相当時間を割いている。例えば連結子会社がたくさんある会社であれば相当程度の時間を要していると思われれます。

また、実際に実施する手続でございますが、多くの場合、研究報告9号の付録に詳細な手続が例示してございますので、そういった手続をチェックリスト的に潰していくというケースが多いというふうに感じております。

以上、私の方のご説明です。ありがとうございました。

○山浦部会長 ありがとうございました。ただいまのご説明に対するご質問等につきましても、後ほどまとめて時間をとりたくと存じます。したがって、先に進めさせていただきます。

続きまして、海外のレビューの状況ということで、国際レビュー基準と米国のレビュー基準につきまして、松本委員からご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○松本委員 松本でございます。お手元に資料の資料4というところをご覧頂きたいと思いません。

アメリカのレビュー基準がSAS100号で国際レビュー基準がISRE2410号ということになっております。随時このSAS100号とISRE2410号を対比させる形で説明させて頂きたいと思えます。ご存じの方もおられますけれども、SAS100号は、基本的にはSEC登録会社がSECに提出する四半期報告書に対するレビュー業務を規定しております。また他方、資料3-2の会計士協会の方で用意されました中の2ページ目で第3段落に「一方、米国基準は、SSARS」という基準があるというふうで紹介されておりますように、アメリカはもともと1978年にSSARSという基準を設定しております。

SSARSという基準は、そこにAccounting and Review Servicesと書いてありますように会計業務とレビュー業務を規定した基準として会計士向けに公表しております。その段階でもともとレビュー業務というのは存在しました。で、この場合のレビュー業務は、汎用目的として、多くの場合は中小規模の会計事務所が上場前の会社に対する業務と捉えられていました。中小会計事務所は、レビュー業務やコンピューレーション業務、日本では調整業務と言われておりますが、を提供していたという経緯がありました。その後、そこに出ております本日の資料4ですが、SAS100号というのが出まして、SAS100号は先ほど申し上げましたようにSEC登録会社の法定書類として提出される四半期報告書に対するレビューによる保証を提供するものとして規定しております。このため、SAS100号が適用される会社にはSSARSは適用されないということになります。従いまして、この審議会が対象にしておりますような法定の提出書類に対するレビュー業務に関しましては、SAS100号を前提に検討をしなければいけないこととなります。

その表の方に戻らせて頂きますが、その表の構成としまして、まず最初に、それぞれの業務の目的・構成をチェックします。次にそれぞれの業務の具体的な手続を見た上で最終的に各SASとISREが規定しております報告書、つまり会計士が作成して提出する報告書の内容を検討したいと思います。

では、それぞれの目的のところなんです、最初のアラビア数字の1番、「目的・構成」のところをご覧ください。それぞれ左と右で順番に見ていきたいと思うんですけども、左欄のSASの100号に関しましては●の1つ目ですが、四半期財務情報が一般に公正妥当と認めら

れる企業会計の基準に準拠するのに必要となる重要な要修正事項に監査人乃至は会計士が気づいているかどうかを伝達することが目的です。一方の I S R Eの方はすべての重要な点において、適用可能な会計基準に従って四半期財務情報が作成されていないと監査人に信じさせるほどの注意を引くものがないか否かに関する結論を表明することです。ですから、ここですべての重要な点において間違った会計基準違反に関する項目がない、という結論を表明するのが I S R Eの目的になっているのに対して、S A Sの方は、G A A Pに準拠するのに必要となる重要な修正事項があるかないかに関する意見表明になります。これは最終的にその報告書のところで具体的に違いがあらわれることとなりますので、目的のところで簡単に押さえておいて頂きたいと思います。

2つ目の●に関しましては、大まかな手続に関して規定しておりまして、S A S 1 0 0号、左側の方の●に関しましては主に分析的手続と財務経営責任者への質問から構成されます。ただし、その括弧で示しておりますように、いわゆる実証的手続として財務諸表項目を直接立証するような実査、立会、確認は行わない。また内部統制の有効性に関するテストも行わない、一定の質問等で入手した証拠を裏付けるような二次的証拠は入手しない、さらに監査において通常実施されるその他の監査手続も実施することはない、というのが原則として規定されております。国際レビュー基準の方も同様の手続を規定しておりますので、実質的な差はアメリカ基準と国際基準の間では手続上は存在しないということになります。

次に、もう少し詳しく手続の違いを見ていきたいのですが、2番の「具体的な手続」のところでは、それぞれまた対応させる形でご覧頂きたいのですが、アメリカ基準の(1)と(2)は、国際基準の(1)に対応します。また、アメリカ基準の(1)でクライアントの理解をすることが最初に手続上必要とされるのですが、その手続上、必要とされる具体的内容に関しましては、経営者と監査人との間で、まずレビュー業務の目的に関して誤解がないように調整する。さらに経営者と会計士の責任に関して、いわゆる二重責任の原則を理解する。それからレビュー業務の限界を経営者との間で相互理解を進める、ということが必要になります。

アメリカ基準の(2)ですが、クライアントの理解をして、レビュー業務に関する経営者と監査人との間の相互理解が得られた上で、企業の事業及び内部統制に関する知識を入手する手続を実施します。これは前回の監査部会までに検討していただいております事業上のリスク評価と全く同じパターンですが、(2)は潜在的な虚偽表示のタイプの確認と発生可能性を検討し、それらをレビュー計画乃至監査計画立案上の参考条件として、手続上、質問と分析的手続の選定を行う、ということが(2)で行われます。

これに対応する国際基準が（１）でして、（１）の方は、内部統制を含む企業と企業環境の理解を行う。ここでも同じように潜在的な虚偽表示のタイプの確認とその虚偽表示の発生可能性を検討すると同時に、その検討結果に基づいて計画立案上、必要な質問及び分析的手続の選定を行う、ということがここで書かれております。アメリカ基準（１）のところでは、その契約を締結する乃至は契約を更新するということを考え、アメリカ基準の（２）で締結したあとはその年度監査の計画とレビューの計画の準備を行う。要するに監査計画とレビューの計画が同時に行われることを想定しております。国際基準もそれは同じです。

アメリカ基準の（３）にいけますけれども、SAS 100号の（３）と対応するのはISRE 2410号の（２）と（３）になります。アメリカの左側の（３）では、分析的手続、質問、その他のレビューの手続に関する規定がおかれております。具体的には企業の事業と内部統制の知識に基づいたレビュー業務に適した一定の質問や分析的手続、その他の手続を実施する。具体的なその質問及びその他の手続としましては、（a）から（f）まで規定されておりますが、これは同じように国際基準の（３）のところの例示とほとんど類似しております。ですから、ここで（a）から（f）までを具体的に見て頂きますとわかりますように、取締役会の議事録の閲覧や、議事録を入手できない場合はその担当者に質問を行う、というのは全く同じように国際基準の方でも規定されておりますし、財務経営責任者に対する質問も同じように規定されております。つまり、この具体的な手続ベースでは国際基準とアメリカ基準との間に大きな違いはないということになります。

次のページをめくって頂きますと、四半期のレビュー手続を行っている過程で何らかの問題が発生したときに、レビュー手続の拡大を認めるか否かなんですけれども、要するに最初に規定されている手続、計画の段階で規定した手続に限定して考えるかという話ですが、限定して考えないという形が（４）です。（４）をご覧頂きたいのですが、左の（４）と右の方は（５）が対応します。ですからアメリカ基準の（４）の四半期レビュー手続の拡大というのは、国際レビュー基準の方の（５）の追加的手続の実施と対応する形になります。次に、SAS 100号の（４）の方は、監査人はレビュー実施に際して四半期財務情報がGAAPに準拠していない可能性があると思えるに足る情報に気づいた場合には、「当該財務情報に対してなされるべき重要な要修正事項に気づいたか否かを伝達するための根拠を得るために、適切と考える追加的な質問または他の手続を実施すべきである」というふうに規定されております。ですから、何らかのGAAP違反が存在するような疑いを感じた場合は、必要な手続を追加的に実施すべきであるということが規定されております。

そこに脚注番号1番で付けさせていただいておりますが、脚注番号1番は前のページの脚注1番と対応しているんですけども、どうしてか前のページに脚注が繰り上がっておりますが、そのレビュー実施過程において、何らかの疑義が監査人の側に発生した場合、追加的に手続を実施すべきであるということに関しましては、会計士とクライアントの間での争いが判決として既に確定しております、ニューヨーク州最高裁の方で Collins v. Esserman & Pelter という事件で会計士が負けております。要するに適切と考える追加的な質問または他の手続を実施しなければならないということは法廷判決によって確定しておりますので、これは会計士の義務ということになります。

同じように国際基準の(5)に戻らせて頂きますが、(5)の方でも同じように追加的手続の実施というのが規定されておまして、ここでも波線で書かせていただいておりますが、追加的な質問または他の手続を実施すべきであると、そこに国際基準の方は例示としまして、「レビューの過程で、重大な売上取引が適用可能な会計基準に従って記録されているか否かの疑問を生じた場合、監査人はその疑問を解消するため、上級の販売及び経理担当者との間で取引条件を討議するか、あるいは販売契約を読解するような追加的な手続を実施しなければならない」というふうに規定されております。

最後に、今まではこのSAS100号に関しましてもISRE2410号に関しましても、監査契約を締結している監査人が同一のクライアントに対してレビュー契約を提供しているというふうに前提に立っておりますので、(5)が出てくるのですが、SAS100号の(5)番と右側のISRE2410号の(4)番が対応しております。そこをご覧頂きたいのですが、監査業務との協調関係というのがあります。

(5)です。四半期レビューを実施する監査人は、通常、年度財務諸表の監査にも携わっているもので、レビュー業務と同時に一定の監査手続が実施されます。これは先ほど見ましたように計画立案段階で重大な虚偽表示の存在可能性に関しましては検討します。その段階で必要に応じてレビュー業務に関する計画と年度監査業務に関する計画が同時に実施されますので、こういう協調的な関係に基づいた監査手続がレビュー業務の一環でもありますし、監査業務の一環でもあります。いずれにしても同時に実施される形になります。そこでの例示は(5)の例示ですが、「レビュー対象の四半期に生じた、企業結合、リストラ乃至は重大な売上取引といった重大乃至異常な取引に対して、実施可能な範囲で年度財務諸表監査目的で実施される監査手続を実施することができる」というふうになっています。

同じように右欄の(4)が対応しますが、年度財務諸表監査手続の四半期レビュー期間中の

実施という形で、便宜と効率性のために監査人は四半期財務情報のレビューと同時に特定の監査手続を実施するように計画として決定できる。例示はSAS 100号と全く同じものがISRE 2410号の方でも上がっております。

これで具体的な手続の同じ点と異なる点がわかったわけですが、最終的に利用者の目に触れるのは報告書ですので、そこで報告書の記載の方法がそれぞれにおいてどのように違いかを見ておかなければいけません。そこで、3番の「報告書」のところをご覧ください。

「報告書」の形態をそれぞれ見ていきます。アメリカの左側の(1)の報告書の形態としまして重要な点をピックアップしましたものが●3つです。●の1つ目は、レビューの範囲が、一般に公正妥当と認める監査の基準、GAASですが、に従って実施される監査よりも実質的に範囲が狭い、このため、監査意見は表明されないということが実際にレビュー報告書において記載されている必要があります。

2つ目の●は、四半期財務情報をGAAPに準拠させるために必要な何らかの重要な修正事項の存在に監査人が気づいたかどうかを記載します。

●の3つ目ですが、これはアメリカ的ですが、四半期財務情報のそれぞれのページにno audit、要するに無監査であるということをスタンプさせるということが記載されております。

最後に、その下に文例として書かせていただいておりますが、標準文例としましては、「実施したレビューの結果、添付の四半期財務情報が米国におけるGAAPに準拠するのに必要となる、いかなる重要な修正事項にも、我々は気づかなかった」というふうに書かれます。これが全く財務諸表上に欠陥が見つけられなかった場合の記載方法という形になります。

これらに対応するものが右側の国際基準の(1)です。(1)では四半期財務情報のレビューの特質と範囲と結論が書かれることになっております。その右側の(1)の●の1つ目ですが、これは同じように、レビューがISAに従って、国際監査基準ですが、レビューが国際監査基準に従って実施される監査よりも実質的に狭く、監査意見は表明されないということが、レビュー報告書に書かれます。

2つ目に関しましては、ここが特徴ですが、全部読ませて頂きます。「四半期財務情報が、適正表示を志向する会計基準に従って作成された一般目的財務諸表の完全な一組から構成されている場合」、要するに適正性に関する表示を目的にして作成された財務諸表である場合ということですが、「当該財務情報がすべての重要な点において適用可能な会計基準に従って、当該情報が真実かつ公正な概観を与えていない、あるいは適正に表示していない、と監査人が信じるに

足る何かに気づいたか否かに関する結論」が書かれます。ちょっと長いですからわかりにくいのですが、標準文例を実際にご覧頂くとすぐわかりますので、その下に標準文例を書かせていただいております。

文例としましては「実施したレビューに基づいて」と、ずっとあるのですが、波線の部分です。「真実かつ公正な概観を与えていない」あるいは「すべてが重要な点において適正に表示していないと我々が信じるに足る事項は何も認められなかった」というふうに書かれております。これは先ほどご覧頂きましたようにアメリカの方は、「重要な修正事項は一切我々は気づかなかった」という表現で留まっているんですが、要するに「GAAP違反に相当するような重要な修正事項には、我々は気づかなかった」で止まっているんですが、国際基準の方は最終的に全体的な財務諸表、全体的な四半期財務諸表に対する意見として、「適正に表示していないと我々が信じるに足る事項は何も認められなかった」というふうに最終結論が表明されております。ですから、会計基準準拠性に関するいわゆる個別意見として、否定的な個別意見に限定されるアメリカ基準に対して、国際基準の方は最終的に全体としての財務諸表に修正項目があったかどうかに関しても、最終結論が述べられるという点で、利用者としてはわかりやすいのではないかというふうに思われます。

戻って頂きまして、SAS 100号の(2)番で、今(1)の方は標準文例ですので財務諸表に何の欠陥もなかった場合の監査人が表明する意見を言っているわけですが、(2)の方ではそれぞれ何らかの形でGAAP違反があった場合乃至会計基準違反があった場合を想定した文例を考えております。

左側の(2)で「報告書の修正」としましては、①として会計基準違反があった場合の文例はどうかといいますと、「前段落に記載されている事項を除き、我々は、実施したレビューに基づき、添付の期中財務情報が米国におけるGAAPに準拠するのに必要となる、いかなる重要な修正事項にも気づかなかった」というふうになります。要するに会計基準違反に該当するような項目を除いたら、会計基準に違反するような項目には我々は気づかなかったという形になります。同じように不適切な開示なんですが、これは会計基準違反ではなくて表示違反ですが、表示違反に関しましても①と同じように「気づかなかった」という形になります。

国際基準の方の(2)番の方なんですが、(2)番の方で「適用可能な会計基準違反」があった場合の対応としましては、下線を引かせていただいております「限定付の意見乃至は否定的な意見を表明すべきである」で、それぞれ限定付意見としましては、①で「限定付レビュー報告書」というのが表明されます。その場合、文例としましては、「前段落に記載されている事

項を除き、実施したレビューに基づき、添付の四半期財務情報が、真実かつ公正な概観を与えていない乃至はすべての重要な点において適正に表示していない、と我々が信じるに足る事項は何も認められなかった」となります。

さらに、その会計基準違反が大きくなりますと、②で「否定レビュー報告書」というのが出ます。具体的には、「我々のレビューは、前段落にあるように、本四半期財務情報が適用可能な会計基準に準拠して、真実かつ公正な概観を与えていないことを示している」というふうに、いわゆる前の監査、我が国の前の監査基準のようないわゆる総合意見まで述べる形が国際基準の方というふうに理解できます。

それで（３）のレビュー範囲に何らかの形で制約があった場合ですが、アメリカの基準の方は、範囲の制約があった場合、当該報告書は発行されない。要するにレビュー報告書をするための十分な根拠が得られなかったという理由で発行されないのに対して、国際基準の（３）をご覧頂きたいのですが、国際基準の（３）では、範囲の制限があった場合、監査人は、レビューを完遂できない場合にはその理由を適切なレベルの経営者及び統治責任者に書面で伝えて、報告書の発行が適切かどうかを検討すべきである、としています。

結論としまして、報告書提出を拒否する場合と報告書の中で先ほど見たような限定付な意見、限定付な結論が表明されるパターンが考えられますが、いずれにしても文例をご覧頂きたいのですが、「上述の状況がなければ」というのは、上述のところこういうレビュー範囲に制約があったということが書かれるわけですけれども、その上述のレビュー範囲の制約されたような状況がなければ、「我々が気づき得た四半期財務情報に対する調整部分を除いて、我々のレビューの結果、四半期財務情報が、真実かつ公正な概観を与えていないと、我々が信じるに足るような事項は認められなかった」という、全体的な結論が述べられる形になっております。

ご覧頂くとわかるのですが、先ほど協会の手塚先生からも紹介がありましたように、基本的にレビュー報告書というのは消極的保証ですので、積極的意見であれば「適正に表示していない」乃至は「適正に表示している」という結論になるところが、無罪判決と有罪判決のような関係で、「無罪」という判決と「有罪ではない」という判決はその内容が違いますので、それと同じように消極的意見、結論というのは「有罪ではない」という意見になるというように、我々は理解すべきだというふうに考えます。

以上です。

○山浦部会長 ありがとうございます。それでは、これまでの説明に対するご質問等も含めまして、四半期レベルのあり方に関しまして、皆様からご意見を頂戴したいと存じます。どな

たからでも結構でございます。ご自由にどうぞ。

加藤委員、どうぞ。

○加藤臨時委員 今、日本のマザーズで行われている日本のプラクティス、現状と、それからアメリカと国際監査基準、3つご説明いただいて非常によくわかったんですけども、3つともいずれも消極的保証と言っているわけですけども、いわゆるネガティブアシュアランスですね、ただ、その中身については、私が理解するところでは非常に大きな差があると。アメリカと国際監査基準の間でも差があるんですけども、このアメリカと国際監査基準と日本と比較した場合には、さらにその大きな差があるというような気がするんですね。

で、アメリカと国際監査基準との間の差というのは、先ほどの先生のご説明にあったように個別意見か財務諸表全体に対する意見かということでの違いということで、その範囲が違うところでの違いだと思うんですが、日本と比較した場合に、非常に大きな違いがあると思うのは、日本の場合には有用性について述べていると、有用な情報かどうかということについて述べているという意味では、またアメリカとか国際監査基準とは大きく違うのだと思うんですね。

というのは、日本の場合、消極的保証と言いながらも有用性があるかどうかについては意見を述べている。ところがアメリカとか国際監査基準は、情報が有用かどうかということは一切述べていなくて、四半期財務諸表が一定の基準、GAAPとか四半期財務情報の作成基準とかに準拠して作られているかどうかということと、その結果として修正事項があるのかどうか、財務諸表全体が適正でないのかどうかということについて述べているということで、財務諸表全体に対する意見を述べているという観点から見ると、国際監査基準と日本の現在の研究報告第9号とは似ているところがあるような気がするんですね。

ただ、その意見の述べ方が国際監査基準の場合は、「真実かつ公正な概観を与えていないと信じるに足る事項は何も認められなかった」という、非常にネガティブな言い方ですが、日本の場合には、有用性があるかないかということについて直接意見を述べていると、ここではまた財務諸表全体に対してという意味では同じではあるのですが、消極的意見の述べ方はまた違っているところがあると思うんですね。

それで、これからここで審議していく上で、先ほど手塚参考人の方からもご意見がありましたけれども、現在の研究報告第9号で有用性について意見を述べているということについては、やはり今後検討する必要があるんじゃないかというようなことを先ほどちょっとおっしゃっていましたが、あくまでも研究報告第9号というのは、東京証券取引所の業務という非常

に限られた範囲で作られたものでありますので、私もこの有用性について意見を述べるということについては、あらためてここで深く審議をしていく必要があるのではないかなと思います。

ただ、そのときに私が一つ気になるのは、この手塚参考人の資料の2ページにも書いていますように、資料3-1の(4)目的というところにも書いていますように、この有用性概念を用いたのは四半期財務諸表を中間財務諸表の一種と考えたからだということで、あくまでも日本の中間監査あるいは中間財務諸表と平仄をとったものだという位置づけになっているわけですね。もし、そういうことになると、一番最初に事務局の方からご説明がありましたけれども、金融審議会の議論の中で、日本に中間財務諸表制度を残すのか残さないのかということによって、この有用性の情報についてふれるかふれないか、これをどうするかというのが決まってくるのではないかなという気がするんですね。

ですから、もし中間財務諸表制度をなくしてしまって、四半期レビュー制度だけにしてしまう場合と、中間は残して第1、第3四半期を四半期レビューにする場合とで、この有用性情報という考え方をどう扱うのか、あるいは消極的保証のやり方をどうするのかというのが変わってくるような気がするので、その大前提をどちらにおくかによって、私どもの議論も違ってくるのではないかなと思うんですけれども、この辺について……まあ、まだ今日は第1回目ですからそんな深く議論するあれではないのかもしれませんが、もし何かニュアンスでもあれば教えて頂ければ今後の審議の参考になるのではないかなと思っております。

○山浦部会長 今、加藤委員のご質問は非常に重要な点で、今後の審議の基本的なベースをかたちづくる点だと思うんですね。この点について、まず一つは、池田課長からお願いします。

○池田企業開示課長 今、加藤先生からあった点については、今、山浦部会長がおっしゃったように大変重要なポイントだと思います。加藤先生おっしゃったようにその前提がないと議論しにくいというものがある反面、逆に議論を尽くしていかないとその大事なところが決まらないという面もありますから、今の時点でこうでなければならないということを事務局の方からお示して、その土俵の中で議論してくださいということを申し上げるつもりはありません。

ただ、今の加藤先生のおっしゃった中で、例えばさっき言いましたように半期報告制度というのは四半期報告に統合していくことができないかということは念頭において、金融審議会の方は議論をしているわけです。そういう意味では中間監査というものが消失していく可能性は視野に入っているのだらうと思いますが、ただ、もう一つですね、今の加藤先生のおっしゃった中で必ずしも押さえられていないポイントとして、野村調整官の方から最初にご説明した中間監査の説明の資料の中で、一番最初にこの法律の根拠をご説明しておりますけれども、この

証取法ではその証取法で出てくる財務書類等については、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないということになっているのです。

それから、先ほどの手塚先生のご説明の中にもちょっとありましたけれども、そうしたこととリンクして公認会計士法上、レビューというものも監査証明業務だという解釈がされ、ある意味で公認会計士又は監査法人の独占業務だという、2条1項業務だという整理で組み立てられているということで、何を申し上げたいかということ、法律的にはこの監査証明というものをしなければいけないし、またそれが公認会計士又は監査法人の業務だという法的枠組みが存在しているというところがあるので、その半期報告がどうなるかということの一つの論点ですが、同時にこの法律の要請をある程度満たしていかなければいけないという面がありますので、先ほどのアメリカの制度の説明の中に、これは監査証明ではないということを明記するんだというようなご説明がありましたが、そうしたものが例えば端的にわが国の法制になじむのかということと悩ましい部分もあるかなと思って伺っていたわけでありました。

お答えになっているかどうかわかりませんが、とにかく半期報告書というものを統合していくということは、十分視野に入れて議論していく必要があるのだらうと思いますけれども、同時に法的な枠組みというものも念頭において議論していく必要があるというふうに考えています。

○山浦部会長 加藤委員、よろしいでしょうか。

○加藤臨時委員 はい。

○山浦部会長 今の池田課長の後段部分の公認会計士法に基づく監査証明、この言葉の意味ですね、これも審議の過程で大きな影響を与えてくるのではないかと思いますけれども、あわせて手塚参考人、先ほどの加藤委員のご質問、ご意見について手塚参考人の方から何かご意見ございましたでしょうか。

○手塚参考人 加藤先生のお話は日本と米国と国際レビュー業務基準になるのでしょうか、その3つには同じような消極的保証の当面の方向であるけれども、個別的な表明なのか、総合的な表明なのか、日本と国際レビュー業務基準では総合的な表明だけれども、内容が少し違ったということだと思うんですけれども。

日本のこのマザーズの研究報告を作ったときは、実は当時の米国のS A S 71号と国際監査基準両方を見まして、国際監査基準の方にはまだこの中間財務諸表のレビューというのはなかったと記憶しています。したがって、米国を参考にしようかなと思ったんですが、結果的には国際監査基準をベースにして、そこに上場会社の中間財務諸表、四半期財務諸表のレビューであ

るということで注意点を入れ込んだ、そういう形で作っています。

したがって、私どものこの研究報告の報告書につきましては、実はその当時の国際監査基準の報告書の雛形をベースにして作ったという、そういう経緯がございまして、ここで私の理解としましては、今もそうだと思うんですが、I S R E 2 4 1 0号も当時の国際監査基準もそうだと思うんですが、True and Fair viewというようなフェアという概念が出てきていて、これは適正意見ですよと、日本だと中間財務諸表では「適正」という言葉は使えないので、したがって中間監査でいう「有用」という概念を使って、それを消極的保証の形式で述べようと、そういうふうに議論をしたと記憶しています。だから意識としましては、私としましては今のそのI S R Eも True and Fair view とかプレゼントフェアリーという言葉を使っていますので、それに則りながら日本の中でそれを述べるとしたら「有用」ということだと、そういう意味では国際レビュー業務基準型、それと同じだというふうな理解を実はしているところであります。その相違という点についてはそういうところであります。

ただ、一方で、これは当時、山浦先生とも一度お話をさせて頂いたことがありまして、そのときもご指摘を受けたんですけども、中間監査が厳然としてある中で「有用」という言葉を使った場合、やっぱり誤解を受けるリスクがありますと、それは確かにそうでありまして、今、マザーズのこの市場の会社あるいはほかの新興市場の会社につきましては、年度監査の合理的な保証と中間監査のそれよりも一段低い合理的な保証と、今レビューというこの限定的なあるいは中程度の保証とといいますか3つの保証段階に分かれた形に業務がなっている。これは事実でありまして、おそらく見ていらっしゃる方で理解されている方は、我々みたいな人間とあとは学者の先生方あるいは企業の財務担当、経理担当の方、あるいはそのほかの限定的な方にとどまっていると思うんですね。あるいはアナリストの方々もご存じかもしれません。したがって、何かそういった三階層になっているものを統合していく必要があるのかなと。

で、海外に翻訳するときに、今おそらく中間監査報告書を英語にして外に出すというのはあまりやられていないのではないかなと実は思っています、これは実務的な話なんですけれども、それは中間監査という概念は海外にないからなんです、中間に当たるものに対してはレビューしかない。その辺も実務的にはどう海外の投資家に説明していくかというところは悩ましいところがありまして、ちょっと雑駁になりましたけれども、今の加藤先生のお話に対する私の理解と実務上の問題について申し述べました。

○山浦部会長 ありがとうございます。今、松本委員の方から紹介がありましたI S R E 2 4 1 0ですけども、これは今年の7月のローマで行われました国際監査基準の策定会議の席

で最終的に決まったものであります。そこでも今、手塚参考人の方でご指摘のあった True and Fair、真実かつ公正な概観というのは、こういう言葉を使うかどうかというのが約1年半にわたって激論されたと、そしてその末に今の国際基準のフレームワークの中でこれを使うということになったわけで、非常に議論としてもそれから保証水準の問題にしてもなかなか悩ましい、特に監査というかレビュー報告のあり方とそれに伴う会計士の責任のとり方ですね、そういった非常に生々しい議論が長い間にわたって展開されました。

今の中間監査基準を作る場合も、やはり同じような議論をその審議の過程で行ったわけでありまして、確かに日本独自と言われるとそうかもわかりませんが、それなりに根拠はこちらの方で審議の末にあったつもりではありますね。ただ、今回、先ほど池田課長の方からご説明がありましたように、新しい制度的な枠組みのもとでこのレビュー基準をどのように作るかということで、今後審議を進めさせて頂きたいというふうに思っております。

どなたかほかにご意見……八田委員、どうぞ。

○八田委員 先ほどの加藤委員の疑問というか基本的な疑念と同じだと思うんですけども、基本的に公認会計士のこの外部監査というのは、私の理解ではいわゆる会計に限定をおきますけれども、開示の監査がベースになるわけであって、その開示情報を作成するベースとなる基準、これがいわゆるGAAPと言いますか、一般に公正妥当な会計基準、これがまず最初にあって、それが作成者側における作成基準であり、監査人側における判断、評価基準であると。そしてこの会計基準と整合性がある形で作成されているということを確認できたときに、年度監査の場合に適正であるとの意見表明を行なうというふうに理解しているんですね。

したがって、私はほかでも書いたことがあるのですが、わが国のこの中間監査、これは非常に特殊性があるわけで、当初生まれ落ちたときは、わが国におけるこの予測主義的な財務諸表が作成されてくるということで、現行の企業会計原則でいうところの「真実な報告」という言葉は使えないということから、有用な情報を表示するんだというふうに規定されたと思うんですね、そしてそれに対して第三者保証を与えるということから、それを本来であればその中間財務諸表作成基準に準拠しているということで、私は「適正である」という言葉を使ってもいいと思ったんですが、時代的にはそれをもって再度監査人側が価値判断を含んだ「有用な情報である」という言葉を使ったところに考えなければいけない問題があると思うんです。

そのあと、今度、中間財務諸表作成の方は、ご案内のように今度は実績主義に移行したわけで、この段階でやはりこの「有用な情報の開示」というのを作成基準の方で本来は検討が必要ではなかったのかと……。ただそれはそのまま受け入れる形であったために、現行も「有用

である」という言葉が使われているわけですね。これがやはり非常に悩ましい意味合いを持っていて、拠って立つ基準に準拠して正しく作られているということで監査人は応えればいいのであって、その場合にその対象となっている範囲がどうなのか、あるいはそこで採用される手続はどうかと、その違いによってそれが保証の水準に違いが出てくるのだろうというわけであって、今回、問題になってきているのは、その作成基準のことは一応ちょっと棚上げにして、監査人側だけの議論で何らかの形のまとめをしていくというのは、私は非常に困難を要するのではないかなと思っています。

実際に今日ご紹介いただいている例えばSAS100とかISRE2410でも必ずベースになっているのは、その四半期財務情報が適用可能なのか、依拠すべきGAAPに準拠するのに必要云々と、要するにベースはもうはっきりしているわけですね。そうすると日本の場合に、四半期レビューをもし考えてみると、今度は四半期財務諸表作成基準をまず明確にして、その四半期財務情報が何をメッセージとして伝えるものなのか、あるいは目的は何なのかということを示して、そしてそれは「そのとおりですよ」というような表現をしていくと、次から次にこの財務情報がいろんな意味合い、いろんな価値判断を持った情報の発信になってくるのではないかということをおそれますので、一回やはりこれは大前提に則って整理すれば、あとは答えるには私は非常に短絡的に考えているかもしれませんが、監査報告書はこの拠って立つべき基準に合意が得られているならば、それに準拠して作成されていますということで、私は何も問題ないと思うんですね。ただ、問題は同じ年度版で採用される会計基準を常に使っていくと、その場合には、今度は採用する手続の内容が違ふあるいは範囲が違えば、当然ながら今度はレビューの正確づけをどこかで説明すれば事足りるのではないかという気がするわけです。

実際に、おそらく今回のこの今ご紹介頂いたISREが真実かつ公正な概観というのは、やはり適正という言葉で説明するのではなくて、その拠って立つルールに則っているならばそれはその段階で正しいと考えていいですよというふうに、私は非常に素直に読み取れるんですね。ただ、これが日本になじむかどうかちょっとわかりません。

それともう1つは、レビューだけが独立項目で出てくると公認会計士法上の第2条第1項、会計士の独占業務として位置づけるのは困難だということけれども、基本的にはこれは年度監査と現行の中間監査の一環の中で、それを度外視して議論しているわけではないから、ここで議論する場合にはそれは当然ながら同一監査人が法定監査の延長上であるということで、当然にこの範疇で議論していいわけで、もしもそれを同じような手法、同じようなコンセプトでいわゆる法定監査適用会社以外の方がやるならば、それはコンサルティング業務というので理解しな

ければいけないなという気もするわけです。ですからその辺、制度上の問題もありますけれども、私はもう一回申し上げるならば、拠って立つ作成基準、判断基準、これがどういう位置づけになるのか、それを明確にすることもあわせて必要だと、そんな気がします。

○山浦部会長 ありがとうございます。まず1つは、開示基準の審議の状況について簡単にご説明頂けないでしょうか。

○池田企業開示課長 最初の発言のときにも申し上げましたけれども、現在、企業会計基準委員会の方で検討しているところをごさまして、現時点で確定的なことを申し上げられるような状況ではないのが正直なところだと思います。ただ、今、八田先生からありましたようにその監査あるいはレビューのルールを考えていく上に当たっては、その作成基準がどうなっていくかということに大変大きくリンクしているというご指摘ももっともなご指摘だと思います。企業会計基準委員会の方もこの審議会の審議と並行して作業しているのが実際のところではありますが、今のご指摘も踏まえて次回は品質管理基準等の検討をお願いする予定ですが、その次にはまた四半期の問題をご議論頂くのだろうと思いますので、その中で企業会計基準委員会の方から会計基準の基本的な方向について、その時点でお話頂くことをちょっと検討して調整をしたいというふうに考えております。

○山浦部会長 ありがとうございます。今、八田委員の方から大きく議論は2つに分かれると思うのですが、1つは、その有用性という意見表明、これの判断の中に監査人の価値判断と言いますか、それが入った形で混用されているというご指摘、これについては今の中間監査基準の前の中間財務諸表の監査基準、そこで有用性を出すと。確かに予測主義等で監査人の意見表明の対象としても、またそれから監査手続と言いましょか中間監査時の手続としても限定されたもので、その保証水準も含めて有用性という意見の表明の仕方、これが決まったわけでこれについては今の中間監査基準についてもやはり、たとえ予測主義が実績主義に変わったとしても根本的には変わっていない、こういう前提で議論をした。ですから、これは当然今回のレビュー基準の審議に当たって検討する一つの課題にはなると思います。

それからもう1つは、あくまでも年度監査の監査人がこのレビューを行うと。先ほど松本委員の方から何度かご指摘がありましたけれども、実際には年度監査を行う、その監査計画の中にこのレビューの手続を位置づけるわけです。したがって、レビュー手続だけが独立してレビュー意見の根拠になるというのではなくて、年度監査の一環で行われる。しかも前年度の監査での例えばリスク評価等も引き継ぐ、そういったいろんな意味での情報が前提にあって、このレビュー報告をするという形になると思うんです。これはまさに八田委員がご指摘のとおりで

ありまして、それらについてもやはり独立した、アメリカ基準で当初70年代に作りましたレビュー業務についての基準という意味合いではないということでありまして、これらについても前提として、やはりこれから議論をしていく必要があると思います。

私のまとめ方はよろしいでしょうか。

どなたかにほかに……はい、久保田委員どうぞ。

○久保田臨時委員 今、池田課長から会計基準と並行的に作業という話があって、特に我々、半期報告書がどうなのかその辺はまた会計基準とも関係あるので、今の時点で差し支えない範囲で結構なんですけれども、この四半期のレビューの検討スケジュールというんですか、いつぐらいまでにどういうふうにして、その辺もしわかれば教えて頂きたいんですけれども。

○池田企業開示課長 スケジュールについては、もちろんこの審議会での審議の状況あるいは他の機関で行われている作業の状況、そうしたものを見ながら決めていかなければなりませんので、現時点で確定的なことは申し上げられないのが正直なところなんですけれども、この問題については今経団連の久保田本部長の方からご発言もありましたように、大変関係者の方の関心が高いことは十分承知をしております、そうしたことを踏まえたと四半期レビューのあり方については当部会でも精力的にご審議をいただいて、その検討結果をできますならば年内あるいは来年初を目途に何らかの形で公表して頂くということが、おそらく各方面のその関心に対する答えとしては求められているのかというふうに考えています。もちろん、申しましたように他の機関の作業がどうなるかということにもよりますので、確定的なことは申し上げられません、目途としてはそんなことをイメージしております。

○山浦部会長 よろしいでしょうか。

どなたかほかにご意見ございませんでしょうか……はい、引頭委員どうぞ。

○引頭委員 手塚参考人にご質問があります。その前に、マザーズのご説明ありがとうございました。ディスクロージャーワーキングの報告書の中に、今後、上場会社に四半期レビューを適用する上で、公認会計士協会さんから意見として、内部統制が確立していなければきちんとしたレビューはできないというようなご意見があったかと思います。そこでお伺いしたいのですが、現在行われているマザーズ公開会社の四半期レビューにおける内部統制というのはどのようなものになっているのかということが1点でございます。もう1点は、これは全体的な質問なんです、今回審議する上場会社に対するレビューの程度ですが、先ほどマザーズでは四半期と中間と期末と3つ保証のレベルがあるというお話だったかと思いますが、今回の上場会社におけるレビューのレベルというのは、大体どの程度のものをターゲットとされているのか

というのが、今の段階でもイメージがあれば教えてください。

○手塚参考人 それでは、まず最初の質問の内部統制の整備運用の状況についてなんですが、基本的にはこの上場会社に対する四半期財務諸表のレビューは監査を受けている会社を対象にしていますので、我々が監査するに当たって内部統制に依拠しないということはないんですけども、依拠できる、それにある程度信頼をおいてできる程度の整備がされて運用がされていることが前提です。したがって、マザーズのこの付録の1の質問の中には、内部統制について変更があったかどうかということ質問することにしておりまして、これはレビューの基準で国際基準でもアメリカの基準でも一般会社と上場会社の中間財務諸表と2つあるんですけども、一般会社の方では内部統制のその部分というのは意識されていないと私は理解しているんですね。ですから、上場会社であるためにやはりそういったところを意識してやりましょうと。

ただし、先ほどご説明頂いた松本先生のお話にもありまして、レビューの段階でそれを検証する、信頼性の程度をもう一度あらためて検証するということは想定しておりませんで、前年の監査でやった結果と比べて何か変更があればそこは意識してやりなさいということだと思うんですね。そういう意味で結論としましては、内部統制がある一定の水準以上で整備運用されていることは前提としているということでもあります。

それからもう1つ、保証の程度については、またこれから議論されていくことですので、あくまで個人的な意見なんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、中間監査よりは低いレベルでということ想定しています。で、それがどの程度かというのはなかなかお答えにくいのですが、私たちの業界ではリミテッドアシュアランスという限定的な保証という言葉を使っているんですが、今のその国際基準ですとモデレートアシュアランスという言葉になっておりまして、訳すときは中程度の保証ということになるのですが、中程度というその保証の水準がどのくらいかというのは実ははっきり申し上げることができなくて、したがって、何て申し上げればいいんでしょうか、私としては監査というものがあって、それよりも限定されて行っているので限定的あるいは中程度の保証と、その中程度の保証と私が申し上げたのは今の中間監査よりは低い保証であると、そんなところでよろしいでしょうか。

○池田企業開示課長 今回のレビューの保証の程度について、引頭委員はディスクロージャーワーキングの方にも出ておられたのでご承知だと思いますが、他の委員の方はそちらにはいらっしやらなかった方もいらっしやいますので申し上げさせて頂きますと、金融審議会のディスクロージャーワーキングでの議論でもこのような議論に関連する議論はあって、公認会計士の方からは先ほど言いました四半期の提出期限が45日以内ということになるのだから、今までの90

日よりも時間が短くなるわけだから、それに対応できるような何らかの簡便な手続が必要になるのだと、そういうご指摘もたびたびございました。

そのことは審議会の報告にも記載はしてあるわけですが、同時に財務諸表の利用者の委員の方などからは、レビューと監査だけを取り上げて比較すればどちらの方が信頼性が高いということがあるかもしれませんが、先ほど来ありますように、結局監査自体は年度監査、これは期中監査も含めて行われていて、その期中監査とレビューを組み合わせることによって、一般的な保証レベルはどうであるとしても、例えば何らかの財務諸表に不正があるようなケースにいかにかピンポイントで問題を発見しあるいは発見したときに、その問題を指摘できるかというそのメカニズムを作ることによって、トータルで財務諸表の信頼性を損なわないようなことがどこまで追求できるのか、そこをしっかりと示してほしいというか、逆にそこがしっかりと示されないと、その半期報告を四半期報告に統合するという点について十分理解ができないというようなご意見があったところで、そういう意味でこの監査部会での審議、これは次次回以降、そうしたことにも焦点を当てて議論を頂きたいと考えていますけれども、監査とレビューの水準だけを比較してどうという議論は、それはそれとしてあるとしても、問題はそういう中で年度の監査と組み合わせて、どうやって不正等の発見をしていくかということもあわせてご審議をいただいて、あるいはそこがいかにか財務諸表利用者の方に示していけるかが重要なポイントになってくるのではないかと考えているところであります。

○山浦部会長 岸田委員、どうぞ。

○岸田臨時委員 先ほど池田課長からのお話にもございましたけれども、例えばこの四半期報告書が証券取引法を改正して取り入れる場合に、現在の証取法の21条等で公認会計士の責任というのはあくまで監査証明をした事実だとか書いてございますので、有価証券報告書全体ではなくて監査証明と、しかもその監査ということを非常に狭く解しているような気がするんですが、もし今までのお話の議論のようにレビューというのを仮に監査に含めるならば、そういうことを法律で書かないといけないし、あるいは監査とレビューは違うならば、レビューは監査と違いますよということをはっきり示しないと、法律的にはその責任を追求するのは困難だろうと思うので、やっぱりその点は法律で監査とは何か、レビューとは何かということを規定する必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○池田企業開示課長 現時点で今のお答えにきちんと答えられるべきものを用意しておりますけれども、この審議会の中で固まってくるレビュー手続が何たるかということを見た上で、法制面での手当てをどのような形でやっていくか、当然四半期報告制度を証取法の制度に位置

づけるとすれば、これは証取法上の手当ては必須だと思いますので、その手当てをする中で検討していくということになるのだらうと思います。

○山浦部会長 よろしいでしょうか。

○岸田臨時委員 はい、結構です。

○山浦部会長 黒川委員どうぞ。

○黒川委員 先ほどの八田先生のご意見について思うことなのですが、現在、ASBJの方で検討が進められている作成基準ですが、以前の予測主義に基づく、実績主義とは別のフィロソフィーで作るといようなことは、今の段階ではちょっと考えにくいので、おそらく作成及び表示における簡便法というようなことを念頭におかれているのではないかと思うのです。そういうようなものをGAAPの1つだと、判断するか否かというところが、八田先生のご意見にも関係するのではないかと思うのですね。そこをGAAPではないと言えればまた問題になるけれども、GAAPの1つだとすれば、それは米国とかそういうようなものと同類と解釈してもいいのではないかと、こういうふうに思った次第です。

○山浦部会長 監査とレビューを含めると保証業務という概念で括れるんですけども、そこでも判断の基準、作成の基準ですね、これが明示されるということが大前提で一つのエッセンスとなっております。そういった意味ではこちらの方の理論が進むというよりはこの審議を進ませる上で先生のご指摘のいわゆる作成基準、簡単な基準ですね、こちらの方がやはり明示されない最終的にこのレビュー基準だけを取り上げて、例えば監査人の責任をどうする、あるいは報告のあり方をどうするというはなかなか決められないと思います。したがって、やはりこれは私、部会長としての個人的な見解も入るのでありますが、同時進行的に相照らしながら審議を進めていく必要があるのではないかと思います。

ただ、ちなみに今国際基準で一つ参考になる基準がありまして、それは要約財務諸表という、それを監査人がどのように証明するかと、例えば簡便な財務情報でありますと、一体となった会計データの中から一定の財務諸表、完全な形の財務諸表を作って、その要約版を開示するということですが、例えばこういった場合には財務諸表の要約ということが一つの情報を作っちゃうんですね、ですから、単に要約であれば何でもいいというそういったものを監査人が責任を負わないとできません。したがって、国際基準では利用者が一方で完全な財務諸表を参照できると、で、参照できた上でその要約の仕方が妥当かどうかというのを監査人が判断するという、そういった仕組みで基準を作っているわけですね。四半期情報のディスクロージャーの基準がこういった形になるか、これはやはりご指摘のとおり今後、常に照らしながら審

議を進めていく必要があると思っております。

どなたかほかにご意見ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。特にご発言もないようでしたら、少し時間があまりましたけれども、予定の時間に近くなっております。意見交換につきましてはそろそろ終了させて頂きたいと存じます。

次回の部会では冒頭に申し上げましたとおり、監査基準及び中間監査基準の改訂並びに監査に関する品質管理基準設定についての公開草案に対するご意見及びこれに対する対応につきまして、ご審議を頂きたいと考えております。四半期レビューの問題につきましては、本日頂戴いたしましたご意見等を踏まえまして、次の次の回以降の部会でさらに議論を進めてまいりたいと考えております。次回の部会の日程につきましては、事務局からあらためて連絡させていただきます。

それでは、これにて閉会いたします。本日はお忙しいところをご参集頂きまして、ありがとうございました。

午後5時55分 閉会